

秋田県子ども・子育て支援知事表彰 表彰基準

秋田県子ども・子育て支援知事表彰要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づき、表彰の選考基準を以下のとおり定める。

1 子ども・子育て支援活動団体（要綱第2条（1））

【略】

2 あきた子育て応援企業（要綱第2条（2））

県内に本社があり、1年以上事業を営む企業等で次の要件をすべて満たしており、特に優れた取組を行っているもの。

なお、当該年6月1日を基準日とする。

- (1) 一般事業主行動計画により届け出た事項が、実践されていること。
- (2) 過去3年間において、次の取組を2項目以上を満たしていること。
 - ア 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
 - イ 男性の育児休業の実績があること。
 - ウ 女性の育児休業取得率が75%以上であること。
 - エ 次の①～③のいずれかを実施していること。
 - ①所定外労働の削減のための措置
 - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- (3) 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。

なお、関係法令に係る重大な違反とは、以下の法令違反等を指す。

 - ア 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、女性活躍推進法で勧告
 - イ 労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表
 - ウ 長時間労働等に関する重大な労働関係法令に違反し、是正意思なし
 - エ 労働関係法令の同一条項に複数回違反
 - オ 違法な長時間労働を繰り返し行う企業経営トップに対する秋田県労働局長による指導に基づき企業名の公表
 - カ 障害者雇用促進法に基づく勧告に従わず公表
 - キ 高年齢者雇用安定法に基づく勧告に従わず公表
 - ク 労働者派遣法に基づく勧告に従わず公表
 - ケ 労働保険料を直近2年度について滞納 等

平成20年6月18日制定

平成24年5月16日改正

平成27年6月1日改正

平成31年4月1日改正